

火災・災害等即報要領 第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 災害名 _____ (第 _____ 報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

火災・災害等即報要領 第4号様式（その2）
 (被害状況即報)

都道府県				区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第 報	(月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報 告 者 名					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
区 分				被 害	文 教 施 設	箇所		
					病 院	箇所		
					道 路	箇所		
					橋 り よ う	箇所		
人 的 被 害	死 者		人	そ の 他	河 川	箇所		
	行 方 不 明 者		人		港 湾	箇所		
	負 傷 者	重 傷			人	砂 防	箇所	
		軽 傷			人	清 掃 施 設	箇所	
住 家 被 害	全 壊		棟		崖 く ず れ	箇所		
			世帯		鉄 道 不 通	箇所		
			人		被 害 船 舶	隻		
	半 壊		棟		水 道	戸		
			世帯		電 話	回線		
			人		電 気	戸		
	一 部 破 損		棟	ガ ス	戸			
			世帯	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
			人	そ の 他	箇所			
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯	り 災 者 数	人				
		人	火 災 発 生	建 物	件			
非 住 家	公 共 建 物		棟		危 険 物	件		
	そ の 他		棟		そ の 他	件		

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県			
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数		団体		市町村			
そ の 他	農業被害	千円					
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円		災害救助法 適用市町村名			
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
そ の 他	千円			計	団体		
被 害 総 額		千円		消防職員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
災害の種類概況							
応急対策の状況							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 119番通報件数 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請 ・ 災害ボランティアの活動状況 							

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告取扱要領 第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分		被害	
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時確定		田	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
報告者名			畑	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
区 分			被害		文教施設	箇所	
人的被害	死者		人	病院		箇所	
	行方不明者		人	道路		箇所	
	負傷者	重傷	人	橋りょう		箇所	
		軽傷	人	河川		箇所	
住家被害	全壊		棟	その他		港湾	箇所
			世帯			砂防	箇所
			人			清掃施設	箇所
	半壊		棟	崖くずれ		箇所	
			世帯			鉄道不通	箇所
			人			被害船舶	隻
	一部破損		棟	水道		戸	
			世帯			電話	回線
			人			電気	戸
	床上浸水		棟	ガス		戸	
			世帯			ブロック塀等	箇所
			人				
床下浸水		棟	り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯	り 災 者 数		人		
		人	火災発生	建物	件		
非住家	公共建物		棟	危険物		件	
	その他		棟	その他		件	

区 分		被 害	都道府県 災害対策本部	名 称					
公立文教施設	千円			災害対策本部	設 置	月	日	時	
農林水産業施設	千円				解 散	月	日	時	
その他の公共施設	千円		災害対策本部						
小 計	千円								
公共施設被害市町村数		団体	設置市町村名	計				団体	
そ の 他	農 産 被 害	千円		災害救助法 適用市町村名					計
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
そ の 他		千円		消防職員出動延人数		人			
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数		人			
備 考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の概況								
	消防機関の活動状況								
	その他（避難の勧告・指示の状況）								

被害状況報告書（概況・中間・確定）兼被害調査別集計表

月 日 時 分現在

報告者	班名		氏名									
受信者	班名		氏名									
災害の種類			災害発生日時	年 月 日 時 分								
人的被害	死亡		行方不明		負傷者							
					重傷者	軽傷者						
	人		人		人	人						
住家の被害	全壊		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水			
	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人
非住家被害	全壊		半壊		その他浸水等							
	棟		棟									
田畑の被害	田 畑	流水		埋没		冠水		家畜の被害	牛馬			
		ha		ha		ha			鶏			
		ha		ha		ha			豚その他			
道路の被害	冠水	カ所				決壊	カ所 m					
橋梁の被害	破損	カ所					所					
河川の被害	溢水	カ所		漏水	カ所		決壊	カ所				
がけくずれその他												
備考												

浸水被害調査表

被災日 年 月 日

住所 (所在地)	八尾市 町 丁目 番 一 号 番地	家屋調査番号
世帯主氏名 (事業所名)		
住家	建物の形態	1. 1戸建 2. 2戸以上の長屋(文化) 3. アパート 4. マンション 5.
住家	《床 上 浸 水》	《床 下 浸 水》
	◎普通の高さの和室、洋室、台所等	◎建物の床下
	全部	全部
	一部 cm	一部 地上 cm
住家	◎一段低い台所等	◎土間
	全部	全部
	一部	一部 地上 cm
非住家	建物の種類	1. 事務所 2. 店舗 3. 工場 4. 作業場 5. 倉庫 6. 車庫 7.
住家	浸水の状況	() の床面より 全部・一部 cm 浸水
		() の床面より 全部・一部 cm 浸水
		() の床面より 全部・一部 cm 浸水
		() の床面より 全部・一部 cm 浸水
		() の床面より 全部・一部 cm 浸水
略図・その他		

調査日時 年 月 日 時 分
 調査員 課氏名 印
 課氏名 印

資料3-2-5 通信窓口一覧表

指定地方行政機関

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
近畿管区警察局	広域調整部 広域調整部第2課	大阪府中央区大手前2-1-22 (府庁舎)	代06-6944-1234
近畿財務局	総務部会計課	大阪府中央区大手前4-1-76 (合同庁舎4号館)	直06-6949-6353
近畿厚生局	総務課	大阪府中央区大手前4-1-76 (合同庁舎4号館)	代06-6942-2241 直06-6942-2243
近畿農政局	農産課	京都市上京区西洞院通下 長者町下ル	代075-451-9161 直075-414-9021
近畿経済産業局	総務企画部総務課	大阪府中央区大手前1-5-44 (合同庁舎1号館)	代06-6966-6000
中部近畿産業 保安監督部近畿支部	鉱山保安課	大阪府中央区大手前1-5-44 (合同庁舎1号館)	代06-6966-6062
近畿運輸局	安全・防災 危機管理調整官	大阪府中央区大手前4-1-76 (合同庁舎4号館)	
近畿運輸局 大阪陸運支局	総務課	寝屋川市高宮栄町12-1	代0720-21-9176 直0720-21-9176
第三港湾建設局大阪港	庶務課	池田市空港2-2-11	代06-855-5581
湾空港工事事務所 大阪航空局	総務部庶務課	大阪府中央区大手前4-1-76 (合同庁舎4号館)	直06-6855-5581 代06-6949-6211
大阪空港事務所	総務課	豊中市蛍池西町3-371	代06-6843-1121 直06-6843-1035
関西空港事務所	総務課	泉南郡田尻町泉州空港中1	代072-455-1300 直072-455-1321
八尾空港事務所	総務課	八尾市空港2-12	代072-992-0031 直072-992-0031
第五管区海上保安本部	警備救難部救難課	神戸市中央区波止場町1-1 (第2地方合同庁舎)	代078-391-6551
大阪海上保安監部	警備救難課	大阪府港区築港4-10-3 (大阪港湾合同庁舎)	代06-6571-0222 緊06-6572-4999
関西空港 海上警備救難部	関西空港 海上警備救難部	泉佐野市泉州空港北1	代072-455-1235 緊072-455-4999
大阪管区气象台	技術部予報課	大阪府中央区大手前4-1-76 (合同庁舎4号館)	直06-6949-6303
大阪航空測候所	予報課	豊中市蛍池西町3-371	直06-6852-7600
関西航空地方气象台	予報課	泉南郡田尻町泉州空港中1	直072-455-9002
近畿総合通信局	総務部総務課	大阪府中央区大手前1-5-44 (合同庁舎1号館)	直06-6942-8503

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
大 阪 労 働 局	安全課	大阪府中央区大手前4-1-67 (合同庁舎2号館)	代06-6949-6496
近 畿 地 方 整 備 局	企画部企画課	大阪府中央区大手前1-5-44 (合同庁舎1号館)	代06-6942-1141 直06-6942-4090

自衛隊

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 第3師団	第36普通科連隊	伊丹市緑ヶ丘7-1-1	直072-782-0001
陸上自衛隊 八尾駐屯地	中部方面航空隊	八尾市空港1-81	代072-949-5131

指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	
西日本旅客鉄道(株) 大阪支社	(昼) 施設課 (夜) 施設指令	大阪府阿倍野区松崎町1-2-12 大阪府淀川区西中島7-16-116	昼	06-6627-8248
			夜	06-6376-6190
西日本旅客鉄道(株) 八尾駅	駅長室	八尾市安中町3-9-15	昼	0729-22-2991
			夜	同 上
西日本電信電話(株) 大阪東支店	設備部 災害対策室	大阪府天王寺区清水谷町2-37	昼	06-6766-5820
			夜	同 上
西日本高速道路(株) 関西支社	吹田管理事務所	茨木市大字小坪井572-12	昼	06-6877-4855
			夜	06-6876-4851
日本通運(株) 天王寺支店	支店長	八尾市神武町2-24	昼	072-991-2957
			夜	同 上
関西電力(株) 東大阪営業所	庶務課	東大阪府小阪1-6-15	昼	06-787-5011
			夜	同 上
大阪ガス(株) 導管事業部北東部導管部	緊急保安チーム 保安グループ	東大阪府稲葉2-3-17	昼	072-966-5314
			夜	同 上
恩智川水防事務組合	組合事務局	八尾市荘内町2-1-36 中河内府民センタービル内	昼	072-994-1515
			夜	同 上
大和川右岸水防事務組合	組合事務局	大阪府住吉区遠里小野7-8-18	昼	06-6694-0271
			夜	同 上
近畿日本鉄道(株) 大阪輸送統括部	運転車両部	大阪府天王寺区上本町6-1-55	昼	06-6775-3515
			夜	06-775-3449
近畿日本鉄道(株) 八尾駅	駅長室	八尾市北本町2-153-2	昼	072-922-3753
			夜	同 上
八 尾 市 医 師 会	事務局	八尾市旭ヶ丘5-85-16	昼	072-991-1157
			夜	同 上
郵便事業株式会社 八尾支店	支店長	八尾市陽光園1丁目5-5	昼	072-924-8585
			夜	同 上

府・府警察

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号	無 線 番 号
大 阪 府	総務部 危機管理室	大阪府中央区大手前 2丁目	06-6941-0351 06-6944-6021	200-4875 200-4886
八尾土木事務所 中河内地域防災室	総務課	八尾市荘内町2-1-36 府民センタービル内	072-994-1515	305-312
八尾土木事務所	所 長	〃	〃	305-221
中部農と緑の 総合事務所	所 長	〃	〃	305-401
中部地域農業改良 普及センター	所 長	〃	〃	305-511
八尾保健所	総務課	八尾市清水町1-2-5	072-994-0661	
布施ハローワーク	所 長	東大阪市長栄寺7-6	06-6782-4221	
寝屋川水系改修工営所	工務課	大阪府城東区東中浜 4-6-35	06-6942-7661	
八尾警察署	警備課	八尾市高町3-18	072-992-1234	

府下市町村

市町村名	担 当 課	所 在 地	電 話 番 号	無 線
大 阪 市	危機管理室	大阪府北区中之島1-3-20	(昼間) 06-6208-7388 (夜間) 06-6208-7388	500-5223
堺 市	総務局危機管理室	堺市堺区南瓦町3-1	(昼間) 072-233-1101 (夜間) 072-228-7080	501-8900
岸 和 田 市	危機管理室	岸和田市岸城町7-1	(昼間) 072-423-2121 (夜間) 072-423-9437	502-8900
豊 中 市	総務部危機管理室	豊中市中桜塚3-1-1	(昼間) 06-6858-2525 (夜間) 06-6858-2086	503-8900
池 田 市	市長公室危機管理課	池田市城南1-1-1	(昼間) 072-752-1111 (夜間) 同上	504-8900
吹 田 市	政策推進部安心安全室	吹田市泉町1-3-40	(昼間) 06-6384-1231 (夜間) 同上	505-8900
泉 大 津 市	総合政策部危機管理課	泉大津市東雲町9-12	(昼間) 0725-33-1131 (夜間) 同上	506-8900
高 槻 市	総務部総務室危機管理課	高槻市桃園町2-1	(昼間) 072-674-7111 (夜間) 072-674-7000	507-8900
貝 塚 市	総務部庶務課	貝塚市畠中1-17-1	(昼間) 072-423-2151 (夜間) 同上	508-8900
守 口 市	市民生活部防災課	守口市京阪本通2-2-5	(昼間) 06-6992-1221 (夜間) 06-6992-6695	509-8900
枚 方 市	市民安全部危機管理室	枚方市大垣内町2-1-20	(昼間) 072-841-1221 (夜間) 同上	510-8900

市町村名	担 当 課	所 在 地	電 話 番 号	無 線
茨 木 市	総務部危機管理課	茨木市駅前3-8-13	(昼間) 072-622-8121 (夜間) 同上	511-8900
泉 佐 野 市	生活産業部市民生活課	泉佐野市市場東1-295-3	(昼間) 072-463-1212 (夜間) 同上	513-8900
富 田 林 市	総務部危機管理課	富田林市常磐町1-1	(昼間) 0721-25-1000 (夜間) 同上	514-8900
寝 屋 川 市	人・ふれあい部 危機管理室	寝屋川市本町1-1	(昼間) 072-824-1181 (夜間) 同上	515-8900
河内長野市	危機管理室	河内長野市原町1-1-1	(昼間) 0721-53-1111 (夜間) 同上	516-3900
松 原 市	総務部市民安全課	松原市阿保1-1-1	(昼間) 072-334-1550 (夜間) 同上	517-8900
大 東 市	政策推進部危機管理課	大東市谷川1-1-1	(昼間) 072-872-2181 (夜間) 同上	518-8900
和 泉 市	危機管理室	和泉市府中町2-7-5	(昼間) 0725-41-1551 (夜間) 同上	519-8900
箕 面 市	市長公室 市民安全政策課	箕面市西小路4-6-1	(昼間) 072-723-2121 (夜間) 同上	520-3900
柏 原 市	総務部危機管理室	柏原市安堂町1-55	(昼間) 072-972-1501 (夜間) 同上	521-8900
羽 曳 野 市	市長公室危機管理室	羽曳野市誉田4-1-1	(昼間) 072-958-1111 (夜間) 同上	522-8900
門 真 市	総務部危機管理課	門真市中町1-1	(昼間) 06-6902-1231 (夜間) 同上	523-8900
摂 津 市	総務部総務防災課	摂津市三島1-1-1	(昼間) 06-6383-1111 (夜間) 同上	524-8900
高 石 市	総務部危機管理課	高石市加茂4-1-1	(昼間) 072-265-1001 (夜間) 同上	525-8900
藤 井 寺 市	都市整備部危機管理課	藤井寺市岡1-1-1	(昼間) 072-939-1111 (夜間) 同上	526-8900
東 大 阪 市	危機管理室	東大阪市荒本北50-4	(昼間) 06-4309-3000 (夜間) 06-4309-3330	527-8900
泉 南 市	総務部政策推進課	泉南市樽井1-1-1	(昼間) 072-483-0001 (夜間) 同上	528-8900
四 條 畷 市	市民生活部交通防災課	四條畷市中野本町1-1	(昼間) 072-877-2121 (夜間) 同上	529-8900
交 野 市	市長公室防災安全担当	交野市私部1-1-1	(昼間) 072-892-0121 (夜間) 同上	530-8900
大阪狭山市	政策調整室 危機管理グループ	大阪狭山市狭山1-2384-1	(昼間) 072-366-0011 (夜間) 同上	531-7900
阪 南 市	総務部危機管理課	阪南市尾崎町35-1	(昼間) 072-471-5678 (夜間) 同上	532-8900
島 本 町	総務部自治・防災課	三島郡島本町桜井2-1-1	(昼間) 075-961-5151 (夜間) 同上	533-8900

市町村名	担 当 課	所 在 地	電 話 番 号	無 線
豊 能 町	総務部自治人權課	豊能郡豊能町余野414-1	(昼間) 072-739-0001 (夜間) 同上	534-8900
能 勢 町	総務部住民課 消防防災係	豊能郡能勢町宿野28	(昼間) 072-734-0001 (夜間) 072-734-0119	535-8900
忠 岡 町	自治推進課危機管理係	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	(昼間) 0725-22-1122 (夜間) 同上	536-8900
熊 取 町	企画部企画人事課	泉南郡熊取町野田2244	(昼間) 072-452-1001 (夜間) 同上	537-8900
田 尻 町	企画人事課	泉南郡田尻町大字嘉祥寺 375-1	(昼間) 0724-66-1000 (夜間) 072-466-5019	538-8900
岬 町	総務部危機管理課	泉南郡岬町深日2000-1	(昼間) 072-492-2001 (夜間) 同上	539-8900
太 子 町	住民部地域振興防災室	南河内郡太子町大字山田88	(昼間) 0721-98-0300 (夜間) 同上	540-8900
河 南 町	総務部防災総務課	南河内郡河南町大字白木 1359-6	(昼間) 0721-93-2500 (夜間) 同上	541-8900
千早赤阪村	総務部防災総務課	南河内郡千早赤阪村大字 水分180	(昼間) 0721-72-0081 (夜間) 同上	542-8900

災害発生直後の広報文例

地震発生時の放送（震度5弱以上の場合）

- こちらは、八尾市役所です。ただいま、大きな地震がありました。市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。家族の安否を確認して下さい。声をかけあって、まず火の始末をしましょう。そして、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。くりかえしお知らせいたします。

災害発生後の広報文例

地震発生直後から30分後位の場合（震度5弱以上の場合）

- こちらは、八尾市役所です。ただいま大きな地震がありました。家族の皆さんは無事ですか。確かめて下さい。火の元を確認し、ガスの元栓をしめて下さい。電気器具のスイッチ、ブレーカーも切して下さい。ふろ場に火の気はありませんか。電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使って下さい。照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。以上、八尾市役所です。
- こちらは、八尾市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。皆さん、落ち着いてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。お子さんは無事ですか。ガラスの破片などでケガしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。もしガスのおいがしたら、メーターの部分の元栓やガスボンベの元栓をしめて下さい。そして全員家から外へ出て下さい。屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見て下さい。壊れた建物やビル、高圧線から離れて下さい。ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけて下さい。ブロック塀から離れて下さい。火事が起きていたら大声で近所に知らせ、皆で協力して、小さいうちに消して下さい。重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。八尾市の防災情報は、FMラジオ79.2MHzで放送します。以上、八尾市役所です。
- こちらは、八尾市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さい。エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。情報は、FMラジオ79.2MHzで放送します。以上、八尾市役所です。くりかえしお知らせいたします。
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

地震発生30分後以降2時間以内の場合（震度5弱以上の場合）

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、30分～1時間おきに同報無線、コミュニティFM、広報車等により放送すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、八尾市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。家族の皆さんは、無事ですか。確かめて下さい。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。
市民の皆さん あわてて外に飛び出さないで下さい。
建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。
外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいて下さい。
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。
たれさがった電線には絶対にふれないで下さい。以上、八尾市役所です。
- こちらは、八尾市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。皆さん おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。消しわすれた火はありませんか。火事が起きていたら大声で近所に知らせ、皆で協力して、小さいうちに消して下さい。
電話はかかりにくくなっています。
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。
また地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめて下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。以上、八尾市役所です。
- こちらは、八尾市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。
水道は使えますか。水はできるだけ確保して下さい。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いいたします。以上、八尾市役所です。
- こちらは、八尾市役所です。
自主防災組織や自治会の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力して下さい。以上、八尾市役所です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

地震発生後2時間～6時間以内の場合（震度5弱以上の場合）

（注） 情報の空白時間帯をつくらないう、1～2時間おきに同報無線、コミュニティFM、広報車等により放送すること。

（注） 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

● こちらは、八尾市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。家族全員にケガがないかどうか確かめて下さい。小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげて下さい。ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。たとえ大丈夫そうに見えても小さい子供たちは特に注意して見てあげる必要があります。

● こちらは、八尾市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありませんが、まったく危険がないわけではありません。余震に気をつけて下さい。近所の人たちを確かめて下さい。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげて下さい。お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。ガスの元栓をしめるようにしてあげて下さい。電気器具のスイッチ、ブレーカーも切ってあげて下さい。

● こちらは、八尾市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。八尾市の震度は「震度〇」と発表されました。あなたが、しばらくの間、してはならないことのまとめは以下の通りです。

- 電話は使わない。
- 水はむだにしない。
- 見物に出かけない。
- 必要もないのに表に出ない。

（付近にガスの臭いがする場合）

- 照明スイッチをつけたり消したりしない。
- マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
- タバコはしばらく、がまんして下さい。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いします。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

自主防災組織や自治会の役員、リーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。

また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力して下さい。以上、八尾市役所です。

くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

地震発生後 6 時間以降の場合（震度 5 弱以上の場合）

（注） 情報の空白時間帯をつくらないう、2～3 時間おきに同報無線、コミュニティ FM、広報車等により放送すること。

（注） 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。

- こちらは、八尾市の災害対策本部です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は〇人です。
半壊、又は全壊した家屋は〇棟です。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願い
します。 以上、八尾市災害対策本部です。
- こちらは、八尾市の災害対策本部です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけでやれるよう、自主防災組織など地域の人たちとともに
準備して下さい。
また、小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず、一
声かけて安心させることを心掛けて下さい。
復旧には何日もかかることが予想されます。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願い
します。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。放送はFMラジオ79.2
MHZです。
以上、八尾市災害対策本部です。
- こちらは、八尾市の災害対策本部です。
自主防災組織や自治会の役員、リーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ち
に行動を開始して下さい。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力
して下さい。 以上、八尾市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

（3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること）

火災地区住民への避難勧告・指示

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、八尾市の災害対策本部です。
避難の用意をして下さい。
〇〇地区の火災は、△△地区へ燃え広がっています。
(〇〇地区の火災は、△△地区へ燃え広がる危険があります。)
飛び火に注意して下さい。
お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させて下さい。
くりかえしお知らせいたします。(・・・・・・・・・・・・・・・・)

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、八尾市の災害対策本部です。
避難勧告が出ました。
現在〇〇地区の火災が、△△地区へ燃え広がっています。
(〇〇地区の火災は、△△地区へ燃え広がる危険があります。)
〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇へ(〇〇方面へ)避難して下さい。

【なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。】

以上、八尾市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

崖くずれ危険地区住民への避難勧告の伝達

● 緊急放送。緊急放送。こちらは、八尾市の災害対策本部です。
避難勧告が出ました。
〇〇地区は、崖崩れの危険があります。住民の皆さんは、直ちに避難して下さい。
避難先は、〇〇(小学校、中学校)です。

【なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。】

以上、八尾市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

水災地区住民への避難勧告の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、八尾市の災害対策本部です。
避難の用意をして下さい。
現在、〇〇町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子供さんを安全な△△（小学校、中学校など）へ早めに避難して下さい。
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をして下さい。
避難時には2食程度の食料を持参して下さい。
火の元を消して下さい。
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上、八尾市災害対策本部です。

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、八尾市の災害対策本部です。
避難勧告が出ました。
〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水しています。
（〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊のおそれがあります。）
〇〇地域の住民の方々は、直ちに避難して下さい。
避難先は、〇〇（小学校、中学校）です。

【 なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。 】

以上、八尾市災害対策本部です。
くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

安心情報の伝達（幼稚園・保育所・学校・事業所等）

- こちらは、八尾市の災害対策本部です。
これまでにわかった安心情報をお知らせします。

 - △△地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
 - 市立の保育所や幼稚園、小・中学校の児童・生徒及び職員については、現在、全員無事との報告が入っています。
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
 - ◇◇学校、◇◇学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状はありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
 - ◇◇幼稚園、◇◇中学校の園児、児童は全員、無事に◇◇へ避難しています。
 - ◇◇小学校、◇◇中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭（◇◇）に待機しています。
 - △△株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。
△△パンは、大きな被害もなく、現在応急食料供給のためのパンの製造に全力をあげてくれています。
 - △△ビルは、大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。
△△ビル自主防災組織は、周辺地域において自主的な応急復旧活動に協力してくれています。
- 以上、八尾市災害対策本部です。
- くりかえしお知らせいたします。・・・・・・・・・・・・・・・・
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

様

八尾市長

印

応 援 要 請 書

災害時等の相互応援に関する協定により応援を次のとおり要請します。

記

① 災 害 の 種 別	
② 災 害 発 生 日 時	
③ 災 害 発 生 場 所	
④ 被 害 の 状 況	
⑤ 応援を必要とする物資等の種類及び数量	
⑥ 応援を必要とする職員の職種及び人数	
⑦ 集結場所及びその経路	
⑧ 応援を必要とする期間	年 月 日 ～ 年 月 日
⑨ その他必要な事項	

応援活動結果報告書

八尾市

災 害 種 別		災 害 発 生 場 所				
災害の発生日時	年 月 日 時 分頃	応援要請受信時分	月 日 時 分 受信	受 信 者		
				覚知方法		
応援活動の概要						
応 援 出 動 状 況	応 援 機 関	人 員	車 両	そ の 他	特 記 事 項	
		名	台			
		名	台			
		名	台			
		名	台			
		名	台			
		名	台			
		名	台			
資 機 材 等 使 用 状 況					応 援 起 因 す る 事 故	派遣人員の負傷
						資機材の損傷

八総総第 号
年 月 日

様

八尾市長

印

応援に要した経費の請求について

このことについて、 年 月 日 時 分頃 で発生した災害へ
応援したので、災害時等の相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援に要した経費を請求いたしま
す。

記

請求金額		金 _____ 円	
	経費の区分	請求金額	摘要
請求金額の内訳			

資料3-3-2 災害時応援要員等の宿泊予定場所一覧

施設名	所在地	電話番号
八尾市文化会館	八尾市光町2-40	924-5111
大畑山青少年野外活動センター	八尾市恩智中町4-55	940-2028

資料3-3-3 防災拠点施設一覧

施設名	所在地	電話番号
市役所（本庁舎）	八尾市本町1-1-1	991-3881
生涯学習センター	八尾市旭ヶ丘5-85-16	924-3876
総合体育館	八尾市青山町3-5-24	925-0220
龍華出張所	八尾市植松町5-8-32	923-4115
西郡出張所	八尾市桂町2-37	999-2243
山本出張所	八尾市山本町1-8-11	995-3888
志紀出張所	八尾市志紀町西1-9	949-8800
久宝寺出張所	八尾市北久宝寺2-1-1	922-9967
大正出張所	八尾市太田3-172	948-6701
南高安出張所	八尾市恩智中町4-232	941-5630
竹渕出張所	八尾市竹渕東1-212	06-6709-7522
曙川出張所	八尾市八尾木4-11	993-9527
高安出張所	八尾市千塚3-180-2	941-8013
水道局	八尾市光南町1-4-30	922-1661
消防本部（消防署）	八尾市高美町5-3-4	992-0119
消防署山本分署	八尾市西山本町3-6-18	923-0119
消防署志紀出張所	八尾市志紀町西2-1-3	949-0424
消防署栄町出張所	八尾市栄町2-3-10	924-0119
消防署高安出張所	八尾市千塚2-191	941-5266
消防署亀井出張所	八尾市亀井町2-7-7	923-1190
市立病院	八尾市龍華町1-3-1	922-0881
社会福祉会館	八尾市本町2-4-10	991-1161
清掃庁舎	八尾市高美町5-2-2	991-7345
衛生処理場	八尾市上尾町8-24-1	922-3236
市立斎場	八尾市南植松町3-50	923-1493
廃棄物処理センター	八尾市曙町2-11	992-2060
土木管理事務所	八尾市曙町2-11	994-1340
山本球場	八尾市山本町南7-9-11	923-3558

	八総総第	号
	年 月 日	
大阪府知事 様		
	八尾市長	印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1. 災害の情况及び派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. その他参考となるべき事項

	八総総第	号
	年 月 日	
大阪府知事 様		
	八尾市長	印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1. 撤収要請日時
2. 派遣された部隊
3. 派遣人員及び従事作業の内容
4. その他参考となるべき事項

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

避難所状況報告書

避難所名		報告日時	月 日 時 現在						
班長氏名		協力者氏名							
副班長氏名									
班員氏名									
収容人員	内訳		乳幼児	小学生	中学生	要介護者	その他	計	
		男							
		女							
既にとった措置									
今後とろうとする措置									
そ の 他									

避難所収容者名簿

避難所名 _____

開設日時	年 月 日 時 分	開設場所					
閉鎖日時	年 月 日 時 分	収容人員					
避難者氏名	年齢	性別	住 所	職 業	収容日時	退所日時	備考
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	

応急給水日計表

給 水 年 月 日	年 月 日 時 分～ 時 分	
給 水 地 区		
給 水 量	カ所 m ³	
従 事 者	人	
内 訳		
給 水 方 法	給 水 タ ン ク	地区 回 m ³
	給水ポリ容器等配布	地区 回 リットル
	飲料水用水槽補給	地区 回 m ³
	そ の 他	地区 回

備 考

上水道復旧工事日計表

施 行 年 月 日	年 月 日 時 分～ 時 分
復 旧 場 所	町 丁目 番 号
被 害 状 況	口径 m/m
使 用 材 料	D. C. 鑄鉄管
	鋼 管
	ビニル管
	そ の 他
従 事 者	人 車 両 台

資料3-6-3 災害時入浴及び飲料水等の調達先一覧

業 者 名 等	所 在 地	備 考
八尾浴場組合	市内浴場	

資料3-6-4 応急食料調達先一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
明治牛乳 植松販売店	八尾市植松町5-10-29	922-4551
山崎製パン(株) 大阪第二工場	松原市三宅東2-1835-5	072-332-5561

資料3-6-5 生活必需品調達先一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
イオン(株) 八尾御坊前店	八尾市本町4-2-4	994-7951
(株)西武百貨店 八尾店	八尾市光町2-60	997-0111
万代志紀店	八尾市志紀町2-181	949-6791
万代山本店	八尾市山本町南4-1-24	999-3221
ライフ志紀店	八尾市志紀町1-88	948-5301
ライフ八尾竹渕店	八尾市竹渕西3-123	06-6701-4481
ライフ八尾店	八尾市南本町1-1	925-1331
イズミヤ八尾店	八尾市沼1-1-1	948-3330
関西スーパー八尾店	八尾市旭ヶ丘5-4-1	995-1031
サンプラザ八尾沼店	八尾市沼4-89-1	920-5333
サカエ八尾店	八尾市永畑町3-15-1	996-4711

資料3-6-6 応急復旧作業の協力及び復旧作業等に係る建設資機材等の調達先一覧

業 者 名 等	所 在 地	備 考
八尾市造園協力会	市内造園業者	
八尾市防災対策協議会	市内建設業者	
株式会社 田中建興	八尾市南木の本5-16	

資料3-7-1 緊急通行車両調達先一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
新 東 宝 自 動 車 (株)	八尾市洪川町1-2-74	922-5305
龍 華 交 通 (株)	八尾市陽光園2-6-35	923-5088
日 本 通 運 (株)	八尾市神武町2-24	991-0169
(社)トラック協会東大阪支部	東大阪市西堤本通西1-1-36	06-6788-8281
八尾運輸事業協同組合	八尾市沼4-16-3	920-1110

資料3-7-2 指定給油業者一覧表

業 者 名 等	所 在 地	車 種 別
沼 卯 商 事 (株) 八尾給油所	八尾市光南町1-3-17	乗用車、マイクロバス、 水道局関係車両
谷 村 石 油 (株) あげぼの給油所	八尾市八尾木1-216	清掃・土木関係車両 軽四、単車等
八尾市消防本部 自家給油所	八尾市高美町5-7	消防関係車両

資料3-7-3 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証

(表)

緊急通行車両事前届出書 () 第 号 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 申請者住所 (電話番号) 氏 名 印				
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関			
	名 称 ()			
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他 ()			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				
大阪府以外での災害 応急対策に関する活動 計画の策定の有無 及びその活動地域	有 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td>その他の都道府県 ()</td> </tr> </table>	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県	無	その他の都道府県 ()
滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県	無			
その他の都道府県 ()				
車 両 の 使 用 者	住 所 電話番号 ()			
	氏 名			
番号標に表示されている番号				
出 発 地				

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

(裏)

() 第 号

年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
- 2 特別な事情により事前手続を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

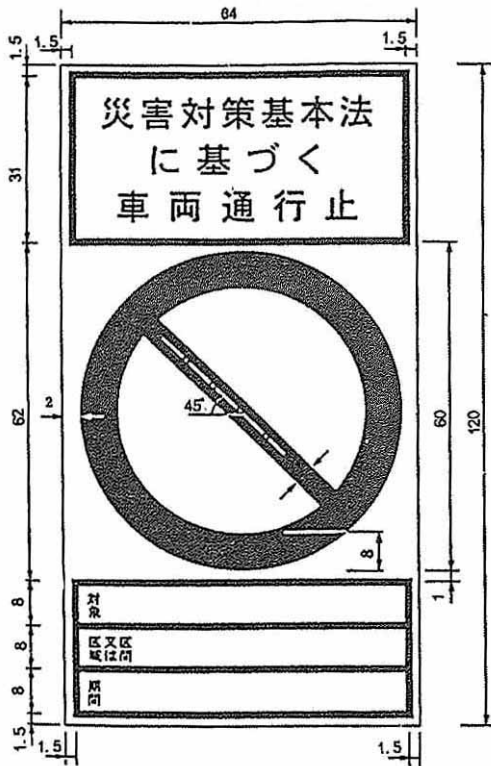
緊急通行車両確認申請書														
大阪府知事 大阪府公安委員会		年 月 日 申請者住所 (電話番号) 氏 名												
行政機関等の名称等	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 指定行政機関</td> <td style="width: 33%;">2 指定地方行政機関</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>3 地方公共団体（執行機関を含む。）</td> <td>4 指定公共機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 指定地方公共機関</td> <td>6 その他（ ）</td> <td></td> </tr> </table> 名 称 （ ）		1 指定行政機関	2 指定地方行政機関		3 地方公共団体（執行機関を含む。）	4 指定公共機関		5 指定地方公共機関	6 その他（ ）				
1 指定行政機関	2 指定地方行政機関													
3 地方公共団体（執行機関を含む。）	4 指定公共機関													
5 指定地方公共機関	6 その他（ ）													
業 務 の 内 容	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 警報の発令等</td> <td style="width: 33%;">2 消防等の応急措置</td> <td style="width: 33%;">3 救難救助等</td> </tr> <tr> <td>4 児童等の教育</td> <td>5 施設等の応急復旧</td> <td>6 保健衛生</td> </tr> <tr> <td>7 社会秩序の維持</td> <td>8 緊急通行の確保</td> <td>9 災害の防御等</td> </tr> <tr> <td>10 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1 警報の発令等	2 消防等の応急措置	3 救難救助等	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生	7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等	10 その他（ ）		
1 警報の発令等	2 消防等の応急措置	3 救難救助等												
4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生												
7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等												
10 その他（ ）														
番号標に表示されている番号														
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）														
車両の 使用者	住 所	電話番号（ ）												
	氏 名													
通 行 日 時														
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地												
備 考														

第 号 緊急通行車両確認証明書		年 月 日 大阪府知事 印 大阪府公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
		出 発 地
		目 的 地
備 考		

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料3-7-5 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示

緊急通行車両以外の車両通行禁止標示

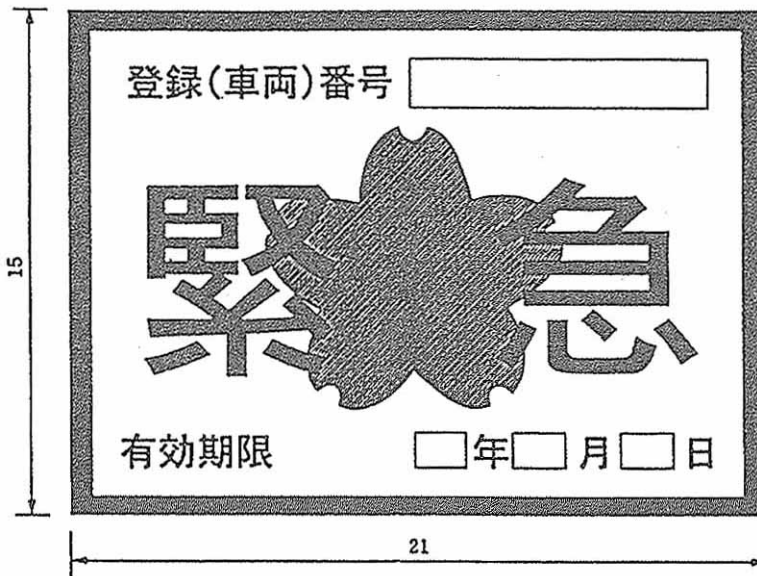


(備 考)

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯わく及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料3-7-6 緊急通行車両標章

別記様式第3 (第6条関係) (平7総府令39・全改、平3総府令1・旧様式第2操下)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急・詳細報告用

災 害 報 告 (地すべり)

(年 月 日 時 現在)

発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名			
	発生日時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日 時							
気象状況	異常気象名		観測所名		災害発生場所からの距離 km							
	連続雨量		mm		年 月 日 時～		年 月 日 時					
	最大24時間雨量		mm/24hr		年 月 日 時～		年 月 日 時					
最大時間雨量		mm/hr		年 月 日 時～		年 月 日 時						
地すべり規模		幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無	
		保全対象人家戸数		戸		公共施設						
移動状況	最大時間移動量(時速)		m or mm		年 月 日 時～		時				観測地点	
	移動総量		m or mm		年 月 日 時 分～		年 月 日 時 分				観測地点	
	近年の移動履歴		有・無		年 月 日 時～		年 月 日 時					
変状		き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無	
危険箇所	地すべり危険箇所		該当	有・無	危険度 [A・B・C]			所管 [国土・林・農]				
	地すべり防止区域		指定	有・無	指定年	年	既設対策工の有無	有・無	所管 [国土・林・農]			
被害状況	人的被害	死者	() () 名		被害者	才		農地被害	(種類・面積)			
		行方不明	() () 名			才						
		負傷者	() () 名			才						
	人家被害	全壊・流出	() () 戸	木造	() () 戸	RC	() () 戸	(公共施設・災害弱者関連施設)				
		半壊	() () 戸	木造	() () 戸	RC	() () 戸	(重要・一般)の名称は要記載				
		一部損壊	() () 戸	木造	() () 戸	RC	() () 戸					
非住家被害		戸		宅地擁壁の被害		戸(空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)										
その他												
避難状況 (集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)												
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したか or する予定か)												
										災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]		
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地				旧住宅造成事業に関する法律の適用区域						
	保安林	土石流危険渓流 [I・II・準ずる]				建築基準法による災害危険区域						
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域				建築基準法により条例で建築を制限している区域						
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所				宅地造成工事規制区域						
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅造基準条例の適用区域							
	土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域							
	災害対策基本法防災計画区域											
その他 ()												
報告者	①所属 氏名				③所属 氏名							
	②所属 氏名				④所属 氏名							
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること						座標	北緯	度	分	秒		
							東経	度	分	秒		

地区名 _____

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

災 害 報 告 (がけ崩れ)

(年 月 日 時 現在)

発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名			
	発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時					
気象状況	異常気象名		観測所名		災害発生場所からの距離 km							
	連続雨量		mm		年 月 日		時～		年 月 日 時			
	最大24時間雨量		mm/24hr		年 月 日		時～		年 月 日 時			
最大時間雨量		mm/hr		年 月 日		時～		年 月 日 時				
斜面の種類	自然斜面		H= m		横断面 (別途添付しても良い)				概況平面図 (別途添付しても良い)			
	人工斜面		H= m									
	勾配		θ1									
拡大の見込み		[有・無]										
保全対象人家戸数		戸										
崩壊の状況	高さ		m		巾		m					
	面積		m ²		勾配θ2		度					
	崩壊又は流出土砂量		m ³									
	がけ下端の堆積深		m									
	がけ下端と被害家屋までの距離		①家屋		m		②家屋		m			
	被害家屋位置の堆積深		①家屋		m		②家屋		m			
	崩土の到達距離		m									
	その他											
被害状況	人的被害		死 者		() () 名		被害者		才		(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)	
			行方不明		() () 名		年齢		才			
			負 傷 者		() () 名							
	物的被害		全壊・流出		() () 戸		木造		() () 戸		RC () () 戸	
			半壊		() () 戸		木造		() () 戸		RC () () 戸	
			一部損壊		() () 戸		木造		() () 戸		RC () () 戸	
	非住家被害		戸		宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)					
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)										
その他												
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)												
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)												
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]												
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄		砂防指定地		地すべり防止区域		[国土・林・農]					
	保安林		急傾斜地崩壊危険区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域							
	国有林		土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域							
	民有林		土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域							
			都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域							
			災害対策基本法防災計画区域		宅造基準条例の適用区域							
			急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号		箇所番号					
		その他 ()										
報告者	①所属		氏名		③所属		氏名					
	②所属		氏名		④所属		氏名					
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること		座標		北緯		度		分		秒		
※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと		座標		東経		度		分		秒		

緊急報告用

第 報

災 害 報 告 (土石流等)

(年 月 日 時 現在)

発災発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字	地区名			
	ふりがな		1級・2級・その他		水系		川	[沢・川・谷]			
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年	月	日	時	分				
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()										
気象状況	異常気象名					観測所名					
	連続雨量	mm	年	月	日	時	年	月	日	時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	年	月	日	時	
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	年	月	日	時	
土砂流出状況	流出土砂量	m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の / 程度					
溪流の情報	区分	I・II・準ずる・危険溪流ではない				流域面積	km ²	河床勾配	1 /		
被害状況	人的被害	死者	名	被害者	才	農地被害	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)				
		行方不明	名		才						
		負傷者	名		才						
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般) の名称は要記載)							
		半壊	戸								
		一部損壊	戸								
床上浸水		戸									
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸	(空積・練積・RC・その他)							
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)										
二次災害の可能性	(有・無)										
保全対象	km下流に人家 戸 (人)				道路名等						
	(その他)										
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)											
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)											
						災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]				
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 (年指定)				地すべり防止区域 [国土・林・農]					
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]				急傾斜地崩壊危険区域					
	国有林	土砂災害特別警戒区域				建築基準法による災害危険区域					
	民有林	土砂災害警戒区域				建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅地造成工事規制区域						
その他 ()											
報告者	①所属	氏名				③所属	氏名				
	②所属	氏名				④所属	氏名				

※ [添付図面等]

都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

※ 写真は、別途e-mailにて送付すること

（溪流名）

災 害 報 告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

（調査中・確認済・不明） 気象状況	観測所名及び溪流（谷出口）との距離		観測所名	距離	km							
	連続雨量		（緊急報告に記載）									
	最大24時間雨量		（緊急報告に記載）									
	最大時間雨量		（緊急報告に記載）									
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）		mm 年 月 日 時～ 年 月 日 時									
	積雪・融雪状況		観測所と溪流（谷出口）との標高差	m	※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。							
		風向（災害発生時）										
		風力（災害発生時）	m/s									
保全対象 ※土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入 〔調査中・確認済〕		人家戸数	戸									
		人口	人									
		耕地面積	ha									
		災害弱者関連施設	1有・2無	施設名								
		公共施設	1有・2無	施設名								
		土石流氾濫区域の面積	m ²									
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 〔調査中・確認済〕		特別警戒区域		警戒区域								
		人的被害	死者	名	名			特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	
			行方不明	名	名							
			負傷者	名	名							
		人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸	
半壊	戸		戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸			
一部損壊	戸		戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸			
防災計画	市町村地域防災計画への記載	溪流名	〔無・有〕									
		避難場所	施設名									
		避難経路	〔無・有〕									
		表示板設置	〔無・有〕（ 箇所）									
警戒避難基準雨量の設定		〔無・有〕	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr						
			設定時期	年 月								
現地調査結果	土砂流出状況 〔無・有〕				氾濫区域Ⅰ	氾濫区域Ⅱ	氾濫区域Ⅲ					
			氾濫面積		m ²	m ²	m ²					
			平均堆積深		m	m	m					
			最大堆積深		m	m	m					
			氾濫最大延長×氾濫最大幅		m × m							
			氾濫終息点の勾配		度							
			最大礫径		m							
	流域内の既存施設 〔無・有〕		合計	基		(透過型)		(不透過型)				
			(砂防)	基		基		基				
			(治山)	基		基		基				
(伊管不明)			基		基		基					
天然ダム		〔無・有〕										
崩壊地付近の亀裂		〔無・有〕										
流木の堆積場所		〔無・有〕 堆砂区域上流 ・ 堆砂地内 ・ 水通し部 ・ ダム下流部										
		〔無・有〕 その他（ ）										
通報者または第一発見者（該当する項目に○をつける）		〔確認済・不明〕		市町村（部署名）								
				住民								
				その他								
				座標	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒

第 号

公用負担権限証明書

身 分

氏 名

水 防 管 理 者
上の者は 又は水防団長 氏 名 の命に基き の区域に
消防機関の長

おける水防法第21条第1項の権限を行使するものであることを証明する。

年 月 日

水防管理者
又は水防団長 氏 名 印
消防機関長

第 号				
公用負担証				
負 担 者 住 所				
氏 名 殿				
物 件	数 量	負 担 内 容 (使用、収用、処分等)	期 間	摘 要
年 月 日				
命 令 者 氏 名 印				

水防実施状況報告書（管理団体で水防箇所毎に作成するもの）

（作成責任者）

印

管理団体名										指定、非指定の部					
水防実施時の台風名又は豪雨名										報告年月日		年 月 日			
水防実施箇所		左岸		右岸		地元		m		管理団体分		府支出分		合計	
日 時		自 月 日		時 時		至 月 日		時 時		人 件 費		手 当		円 円 円	
出動人員数		水防団員		消防団員		その他		計		物 件 費		資 材 費		円 円 円	
		人		人		人		人				器 材 費		円 円 円	
水防作業の概況及び工法		工法		箇所		m				費		燃 料 費		円 円 円	
												雑 費		円 円 円	
												計		円 円 円	
												合 計		円 円 円	
水防の結果		堤防		田		畑		家		鉄道		道路		人口	
効 果		m		ha		ha		戸		m		m		人	
被 害		m		ha		ha		戸		m		m		人	
										使 用 資 材		叭・土のう袋		枚 枚 枚	
												苙		枚 枚 枚	
												縄		kg kg kg	
												丸 太		本 本 本	
												そ の 他			

資料3-8-6 水防倉庫一覧

水防屯所（大和川右岸水防事務組合）

名 称	水防区	所 在 地	管 理 責 任 者	備 考
八尾屯所	八 尾	八尾市太田8丁目	分団長	倉庫併用 延 55㎡ 平成7年3月併用

水防倉庫、予備倉庫（大和川右岸水防事務組合）

名 称	水防区	所 在 地	管 理 責 任 者	備 考
沼 倉 庫	八 尾	八尾市沼3丁目	分団長	延 33㎡ 昭和55年3月併用
太田倉庫	〃	八尾市太田8丁目	〃	屯所併用 延 55㎡ 平成7年3月併用
若林倉庫	〃	八尾市若林町3丁目	〃	延 33㎡ 昭和51年3月併用

予備倉庫（大和川右岸水防事務組合）

名 称	所 在 地	管 理 責 任 者	備 考
八尾予備倉庫	八尾市太田3丁目229番地	分団長	軽量鉄骨造平屋建 延65㎡平10.3新築

水防倉庫（恩智川水防事務組合）

名 称	延面積(㎡)	所 在 地
八尾市南高安水防倉庫	63.16	八尾市恩智北町4丁目642番地
〃 教興寺水防倉庫	64.54	〃 垣内2丁目247番地
〃 東山本水防倉庫	62.93	〃 東山本町1丁目13番11号
〃 水越水防倉庫	62.93	〃 水越2丁目116番地
〃 上之島水防倉庫	64.54	〃 福万寺町8丁目53番地
〃 福万寺水防倉庫	62.93	〃
〃 仮 設 倉 庫	28.35	〃

水防倉庫（大阪府）

倉庫名	位 置	構 造	面積(㎡)	種別	備 考
沼	八尾市沼	鉄筋コンクリート平屋	47.4	専用	15年
久宝寺	〃 神武町	軽量鉄骨2階建	130.6	専用	47年国補
本 部	〃 荘内町	鉄筋コンクリート2階建 (八尾土木事務所内)	407.0	併用	49年府単
桜ヶ丘	〃 桜ヶ丘	鉄筋コンクリートブロック平屋	43.2	専用	54年府単

水防倉庫（八尾市）

No	施設名	場所	管理者	備考
1	楽音寺水防倉庫	楽音寺6-49	楽音寺区長	
2	神立水防倉庫	神立372	神立区長	
3	大竹水防倉庫	大竹6-36	大竹区長	
4	郡川水防倉庫	郡川5-179	郡川区長	
5	寺池水防倉庫	教興寺6-1	教興寺区長	
6	南高安水防倉庫	恩智北町4-650	恩智区長	
7	土木管理事務所	曙町2-11	土木管理事務所	
8	神武町水防倉庫	神武町187-4	〃	
9	市役所第二別館	本町3-6-7	〃	

（鍵は管理者と河川課で保管）

災害発生時における葬祭業務の委託に関する覚書

災害発生時における葬祭業務の委託に関し、八尾市（以下「甲」という。）と大阪葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害又はこれに準ずると甲の認めたもの（以下「災害」という。）に起因して多数の死者が一時的、集中的に発生した場合において、社会秩序の維持と公共福祉の確保に資するため、甲及び乙が相協力し、その葬祭業務を円滑に遂行する等事態の処理について定めるものとする。

（委託する業務）

第2条 甲は、乙に対し、次の葬祭業務を委託する。

- （1） 死体安置所の設営
- （2） 棺（付属品を含む。）の調達
- （3） 納棺又は火葬に至るまでの業務
- （4） 骨つぼ（骨袋を含む。）の調達
- （5） その他甲の指定する業務

（実施方法）

第3条 乙は、災害が発生した場合において、甲から前条の葬祭業務実施の指示を受けたときは、これを別紙に定めるところにより誠実に実施するものとする。

（委託料）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の葬祭業務の実施に要する費用として、別紙に定める算定方法により算出した委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、甲から実施の指示を受けた葬祭業務の完了後、乙の請求に基づいて速やかに支払うものとする。ただし、当該災害の原因者が他に存在する場合は、その支払方法及び額については、別途甲・乙協議するものとする。

（損害補償）

第5条 乙が第2条の葬祭業務を実施するについて、これに従事する者が損害を受けた場合、（次条に定める場合を除く。）は、甲は、八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年八尾市条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。

（対物補償及び免責事項）

第6条 乙が第2条の葬祭業務を実施するについて、これに使用する車両等の機材につき損害を受けた場合は、甲・乙協議するものとする。ただし、次に掲げる場合においては、この限りではない。

- （1） 葬祭業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- （2） 当該損害について、乙又は乙の葬祭業務に従事する者が締結した損害保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、かつ、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(報告)

第7条 乙は、甲に対し、甲から実施の指示を受けた葬祭業務の完了後、速やかに別紙に定める事項について報告書を提出するものとする。

(委託料の返還等)

第8条 甲は、乙がこの覚書又は別紙に定めるところによる甲の指示に違反したと認めるときは、委託料の一部若しくは全部の返還を請求し、又はこの覚書を解除することができるものとする。

(その他)

第9条 この覚書について疑義又は変更の必要を生じたときは、甲・乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

(この覚書の有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、覚書の締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了1カ月前までに甲・乙双方又はいずれか一方からこの覚書の変更又は解除の意思表示のないときは、自動的に逐次1カ年延長されるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和56年7月1日

甲 八尾市本町1丁目1番1号
八尾市
代表者 八尾市長 山脇悦司 印

乙 大阪市東区上町1丁目23番13号 寺井ビル303
大阪葬祭事業協同組合
理事長 久住豊 印

葬祭業務に関する実施細目

八尾市（以下「甲」という。）と大阪葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）との間で締結された昭和56年7月1日づけ覚書による業務の実施細目は、次のとおりとする。

第1条 覚書第2条第1号の死体安置所の設営については、最寄りの公共施設等を利用するものとする。

第2条 覚書第2条第2号の付属品とは、次の物品をいう。

- (1) 棺用ふとん及び仏衣一式
- (2) 寝棺おおい
- (3) 三段位牌
- (4) 経机
- (5) 中膳
- (6) 三具足
- (7) ローソク、線香セット

2 乙は、棺（付属品を含む。）及び骨つぼの調達のため、あらかじめ次のとおり備蓄する。

- (1) 備蓄場所 乙所属の各店舗
- (2) 備蓄数量 100組

3 災害発生時における乙の活動可能人員及び車両台数は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 人員 108名
- (2) 車両 105台

〔内訳〕

霊きゅう車（宮 型）	52台
同 （寝台車）	16台
トラック（最大積載量1.5トン積）	20台
ライトバン（普通車）	17台

第3条 覚書第3条の指示等の連絡先は、次のとおりとする。

(甲) 八尾市本町2丁目4番10号

八尾市立社会福祉会館内

八尾市福祉部社会課

電話(91)3881（内線278）

(乙) 八尾市本町3丁目1番6号

中河内葬祭有限会社本社営業所

電話(91)0042

2 甲の指示を受けて出動した乙の葬祭業務に従事する者は、現場における甲の職員の指示に従い、専門的葬祭業務従事者としての知識及び経験によりその責任において誠実に業務を処理する。

第4条 委託料の算定方法は、大阪府災害救助法施行細則第5条に定める埋葬費用の限度額の範囲内で業務の実施に要した実費による。

第5条 乙は、甲から実施の指示を受けた葬祭業務を完了したときは、甲に対し完了の連絡を行うとともに、次の様式により報告するものとする。

葬祭業務完了報告書

(実施責任者：)

実 施 年月日	埋 葬 又 は 火 葬 年月日	死 亡 者		埋葬又は火葬 を行った者		使用物品及び車両			備 考
		氏 名	年 齢	死亡者 と の 関 係	氏 名	品 目	数 量	金 額	
								円	

- 注 1 活動人員数は、備考欄に記入すること。
- 2 使用物品及び車両については、金額のみを一括して掲げてよいが、その場合は、明細書を添付すること。
- 3 「埋葬又は火葬を行った者」とは、遺族等近親者をいう。ただし、遺族等近親者が不明のときは、市長とする。

死体火葬許可証

第 号

死亡者の本籍			
死亡者の住所			
死亡者の氏名			
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	
出生年月日	年	月	日
死 因	「一類感染症等」	「その他」	
死亡年月日等	年	月	日 午 前 後 時 分
死亡の場所			
埋火葬場所			
申請者の住所氏名 及び死亡者との続柄			印 続 柄

年 月 日

大阪府八尾市長 印

〈火葬執行証明〉

年 月 日 午 前

後 時 分火葬

八尾市南植松町3-50-3 電話072-923-1493

八尾市立斎場

資料3-13-3 火葬施設

名 称	所 在 地	建 物 面 積	炉 数	燃 料	電 話
八尾市立斎場	八尾市南植松町3-50	建 物：378㎡ (平屋式鉄骨コンクリート) 駐車場：約150㎡	火葬炉：6基 動物炉：1基 再燃炉：7基	都市ガス	923-1493

資料3-13-4 し尿収集車両一覧

し尿収集車両計	バキューム車 (4トン車)	バキューム車 (2トン車)	その他 (防疫・放置自転車)	パトロール車	乗用車	単車
35	1	21	5	3	1	4

資料3-13-5 し尿処理施設

名 称	所 在 地	処 理 能 力 等	電 話
衛 生 処 理 場	八尾市上尾町8-24-1	275kl/日	922-3236

資料3-13-6 ごみ関係保有車両一覧

車 種	積載量(t)	台数(台)	用 途
①特殊架装車			
パッカー	2.00	48	一般収集用
	3.00	3	同上集合住宅用
プレスパッカー	2.00	8	粗大ごみ収集用
	3.00	2	粗大ごみ収集用
リレーパック	5.00	2	破碎ごみ運搬専用車
②無蓋トラック			
ダンプトラック	0.50	2	細街路収集用
	2.00	2	臨時不法投棄収集用
	4.00	1	臨時不法投棄収集用
	7.00	1	臨時不法投棄収集用
③重 機 類			
ユニックローダ		1	臨時不法投棄処理用
ブルドーザー		2	埋立処分地整地用
④その他車種			
軽四輪車トラック	0.35	2	死獣処理専用車等
ルートバン		4	啓発・連絡等
合 計		78	

資料3-13-7 廃棄物処理施設

名 称	所 在 地	処 理 能 力 等	種 類	電 話
大阪市環境局八尾工場	上尾町7-1	一般廃棄物ストーカー式 連続焼却炉 600 t / 24時間 (八尾市分は250 t / 24時間)	じん芥	923-4226
八尾市立リサイクルセンター	曙町2-11	粗大ごみ破碎施設 32 t / 5時間	じん芥	992-2060
八尾市一般廃棄物最終処分場	上尾町9-36	敷地面積 19,733m ² 全体容積 70,000m ³	じん芥	993-1767

資料3-(1) 公用令書（従事・協力）

従事第 号 <h2 style="text-align: center;">公 用 令 書</h2>	
住 所 氏 名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事を命ずる。 協力	
処分権者 氏名 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料3-(2) 公用令書（物資の保管）

保管第 号 <h2 style="text-align: center;">公 用 令 書</h2>				
住 所 氏 名 第71条 災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第78条第1項				
年 月 日	処分権者 氏名 印			
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場 所	保管すべき期 間	備 考

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料3-(3) 公用令書 (管理・使用・収用)

管理第 号	<h2 style="margin: 0;">公 用 令 書</h2>						
	住 所 氏 名						
	第71条 災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり 第78条第1項					管理 を使用する。 収用	
	年	月	日	処分権者 氏名			印
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期	引渡年月	引渡場所	備 考

資料3-(4) 公用変更令書

変更第 号	<h2 style="margin: 0;">公 用 変 更 令 書</h2>						
	住 所 氏 名						
	第71条 災害対策基本法 の規定に基づく公用令書 (年 月 日第 号) 第78条第1項					管理 を使用する。 収用	
	に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、 これを交付する。						
	年	月	日	処分権者 氏名			印
変 更 し た 処 分 の 内 容							

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法^{第71条}の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）

第78条第1項

に係る処分を取消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

	様
--	---

り 災 証 明 書

住 所				
世帯構成員	氏 名	世帯主との続柄	年 齢	備 考
災害の日時及び種類				
被害の状況（個別調査済）	付記事項			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

八尾市長

印

(注) この証明書の住所、氏名、続柄、年齢は、 年 月 日現在のものです。
又、被害の状況は、家屋の被害についてのみ記載しています。

(表)

り災場所 八尾市				町 番	番地 号	家屋所有者 市				番地 号	
り 災 者	住 所 八尾市					避難場所					
	り 災 者	続 柄	氏 名	性 別	生年月日	職業又は 学 年 別	現 況				その他
							健在	軽傷	重傷	死亡	
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
9											
10											
り 災 状 況	住 家	<input type="checkbox"/> ／全壊（焼） <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> ／半壊（焼） <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> ／流 失 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 自宅		その 他 の 事 項							
	家 財	<input type="checkbox"/> ／壊（焼） <input type="checkbox"/> ／き損 <input type="checkbox"/> ／流 失									
調査員の意見		避難所収容 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	応急仮設住宅 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	炊き出し <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否		その他					
り 災	年 月 日 時 分					調査員の職・氏名					
調 査	年 月 日 時 分					印					

資料4-1-3 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

1. 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準
(昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>激甚法 2 章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の4 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の1.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 0.25</p>
<p>激甚法 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円</p>
<p>激甚法 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>	<p>次の 1 又は 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額 5,000 万円以下と認められる場合は除外。 1 激甚法 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の1.5 であることにより激甚法 8 条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>激甚法 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。 (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3</p>

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） >当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 ×100分の5 （B基準） 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 2 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1
激甚法12条、13条、15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）×100分の0.2 （B基準） 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特別措置が講ぜられることがある。
激甚法16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条、18条（私立学校施設災害復旧事業の補助等）、19条（市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）	激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
激甚法22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する被害 （A基準） 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸 （B基準） (1) 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で200戸以上 2 その区域内の住宅戸数の10%以上 (2) 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で400戸以上 2 その区域内の住宅戸数の20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法24条（公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のおよび被害の実情に応じ個別に考慮

2. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>(1) 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法3条1項1号及び3号～14号の事業）の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収入×1に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>ただし、その当該市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業に係る地方債について激甚法24条1項、3項及び4項の措置</p>
<p>(農地、農業用施設等災害関係)</p> <p>(2) 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法5条1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>ただし、その当該市町村ごとの当該経費の額の合計額が、おおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法5条、6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法24条2項から第4項までの措置</p>
<p>(林業災害関係)</p> <p>(3) 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5</p> <p>かつ、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害。</p> <p>ただし、当該林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×10,000分の5の場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法11条の2の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>(4) 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>ただし、その当該市町村ごとの当該被害額の合算額が、おおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条及び15条の措置</p>

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

復 旧 事 業 名	根拠条項	関係部局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・老人福祉施設災害復旧事業 ・身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ・精神薄弱者援護施設災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・伝染病予防施設災害復旧事業 ・伝染病予防事業 ・堆積土砂排除事業（公共施設区域内） ・堆積土砂排除事業（公共施設区域外） ・湛水排除事業	3条① 3条② 3条③ 3条④ 3条⑤ 3条⑥ 3条⑥の2 3条⑦ 3条⑧ 3条⑨ 3条⑩ 3条⑪ 3条⑫ 3条⑬ 3条⑭	農林水産部、土木部 農林水産部、土木部 府教育委員会 建築部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 環境保健部 環境保健部 農林水産部、土木部 農林水産部、土木部 農林水産部、土木部
農林水産業に関する特別の財政援助 ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に 関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助	5条 6条 7条 8条 9条 10条 11条 11条の2	農林水産部 農林水産部 農林水産部 農林水産部 農林水産部 農林水産部 農林水産部 農林水産部
中小企業に関する特別の助成 ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還 期間等の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例	12条 13条 14条 15条	商工部 商工部 商工部 商工部
その他の財政援助措置 ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 ・母子及び寡婦福祉資金に関する貸付の特例 ・水防資機材費の補助の特例 ・罹災者公営住宅建設事業に対する特例 ・産業労働者住宅建設資金融通の特例 ・公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び 林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	16条 17条 19条 20条 21条 22条 23条 24条 25条	府教育委員会 生活文化部 環境保健部 福祉部 土木部 建築部 総務部、土木部、 府教育委員会、 農林水産部 労働部

八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月25日

条例第23号

改正 昭和50年3月19日条例第3号

昭和51年12月18日条例第42号

昭和53年6月30日条例第16号

昭和56年7月3日条例第27号

昭和57年12月23日条例第29号

昭和62年3月19日条例第6号

平成3年12月25日条例第27号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）

及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）

により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 第3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては、2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項かつこ書きの場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上げ償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月19日条例第3号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月18日条例第42号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則（昭和53年6月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年7月3日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月23日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月25日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年8月13日

規則第36号

改正 昭和57年12月24日規則第49号

平成元年4月26日規則第19号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年八尾市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給しようとするときは、次に掲げる事項を調査したうえ、災害弔慰金を支給するものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別および生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡者の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1

号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名、生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前前年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討したうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を、借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書(様式第5号)に資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人にかかる借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上げ償還の申出)

第12条 繰上げ償還をしようとする者は、繰上げ償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請所(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を氏名等変更届(様式第16号)により市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付の手続きについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年7月25日から適用する。

附 則（昭和57年12月24日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成元年4月26日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略

八尾市災害見舞金等支給要綱

昭和49年8月13日
制 定
改正 昭和58年3月23日
昭和61年4月1日
平成2年4月1日
平成7年6月6日
平成16年4月16日

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年八尾市条例第23号。以下「条例」という。）の規定により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給がある場合を除くほか、本市の区域内において災害により死亡した市民の遺族又は被害を受けた市民に対し、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給し、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災及び消火活動による放水若しくは爆発により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により登録されている者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市民が本市の区域内において災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母の範囲とする。

2 前項の遺族の順位及びその他については、条例第4条の規定を準用する。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、別表のとおりとする。

(災害による死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからないときは、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(災害見舞金の支給)

第7条 市民が本市の区域内において災害により別表に定める程度の被害を受けたときは、その者

(住家に被害を受けた場合にあつては、世帯主とする。) に対し、災害見舞金を支給する。

(災害見舞金の額)

第8条 災害見舞金の額は、被害の程度に応じ、別表に定めるとおりとする。

(支給の制限)

第9条 災害弔慰金又は災害見舞金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 災害による死亡又は被害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 災害に際し市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合
- (3) 工場、事業場等に属する者が当該工場、事業場等の火災又は爆発により死亡し、又は被害を受けた場合

(受給の申請等)

第10条 市民が本市の区域内において災害により死亡し、又は被害を受けたときは、死亡した者にあつてはその遺族が、被害を受けた者にあつてはその者(住家に被害を受けた場合にあつては、世帯主とする。)がその事実を証する書類を添えて、市長の定めるところにより7日以内に災害弔慰金又は災害見舞金の受給を申請するものとする。

2 前項の申請があつたときは、市長は、速やかに必要な調査をしたうえ災害弔慰金又は災害見舞金を支給するものとする。

3 第1項に定める者が心身の故障その他の事情により自ら申請できないときは、市長が適当と認める者が代わつて災害弔慰金又は災害見舞金の受給を申請し、又はその支給を受けることができる。

(返還)

第11条 偽りその他不正の行為により災害弔慰金又は災害見舞金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 本市の区域内において災害により負傷を負い、災害見舞金の支給を受けている場合において、当該災害により条例の規定による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又はこの要綱による災害弔慰金の支給を受けることとなつたときは、その支給を受ける者は、既に支給された当該災害見舞金を返還するものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害見舞金の支給について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和49年7月25日から適用する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 大規模災害弔慰金等給付要綱(昭和48年9月1日制定)
- (2) 八尾市小災害見舞金等給付要綱(昭和48年9月1日制定)

3 前項に掲げる要綱の規定に基づく災害弔慰金、行方不明者見舞金又は災害見舞金を支給すべき事由が適用日の前日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和58年3月23日)

この要綱は、昭和57年12月23日から実施し、改正後の第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害から適用する。

附 則(昭和61年4月1日)

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則（平成2年4月1日）

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の八尾市災害見舞金等支給要綱別表の規定は、平成2年4月1日以後に支給事由の生じたものについて適用し、同日前に支給事由の生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成7年6月6日）

この要綱は、平成7年6月6日から実施する。

附 則（平成16年4月16日）

この要綱は、平成16年4月16日から実施する。

別表

災害弔慰金及び災害見舞金の額

種 類	被 害 の 種 類 及 び 程 度	金 額
災 害 弔 慰 金	死亡した場合（死亡したものと推定される場合を含む。）	1人につき 50,000円
災 害 見 舞 金	療養のため入院した期間が30日以上である負傷を負った場合	1人につき 20,000円
	住家が全壊、全焼又は流失した場合	1世帯につき 30,000円
	住家が半壊又は半焼した場合	1世帯につき 20,000円
	住家が床上浸水又は消火活動により水損した場合	1世帯につき 10,000円

備考1 この表に規定する「全壊」、「全焼」、「流失」、「半壊」、「半焼」及び「床上浸水」の判定基準については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「全壊」、「全焼」及び「流失」とは、住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根及び階段をいう。以下同じ。）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。
 - (2) 「半壊」及び「半焼」とは、住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものである、具体的には、住家の損壊した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものであるとする。
 - (3) 「床上浸水」とは、前2号に該当しない場合であって、浸水がその住家の主たる居住部分の床上に達した程度のものである又は土砂、竹木等のたい積等により一時的にその住家に居住することができない状態となったものとする。
 - (4) 「水損」とは、消火活動による放水により、一時的にその住居に居住することができない状態となったものとする。
- 2 この表に規定する金額については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定により相応の救助がなされる場合その他被害の状況等により、これを増減し、若しくは取りやめ、又は必要に応じてこれらに相当する物品を支給することがある。

資料4-1-7 貸付資金等一覧表

資金名	貸付(支給)対象	貸付(支給)限度額	償還期間 ()は据置期間	利率	保証人	借入れ手続き
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	(1) 死亡者が生計維持者である場合 500万円 (2) その他の場合 250万円				
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに法別表に掲げる障害を有する住民	(1) 死亡者が生計維持者である場合 250万円 (2) その他の場合 125万円				
災害援護資金	災害救助法の救助が行われた災害及び府内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被世帯 (所得制限あり)	(1) 世帯主が1か月以上の負傷を負った場合 ア 住居が全壊 350万円 イ 住居が半壊 (特別の事情) 350万円 ウ 家財の被害金額が1/3以上 250万円 エ 家財、住居の損害なし 150万円 (2) 世帯主が1か月以上の負傷をしていない場合 ア 住居が全壊 250万円 (特別の事情) 350万円 イ 住居が半壊 170万円 (特別の事情) 250万円 ウ 住居全体の滅失若しくは流出 350万円 エ 家財損失あり、住居損失なし 150万円	10年 (3年)	3%	1名以上	
生活福祉資金 (災害援護資金)	低所得世帯で、資金の貸付と必要な援助指導を受けることによって自立更正でき、他からの融資を受けることが困難な世帯	150万円以内 住宅の全半壊などで復旧費用が100万円以上必要な場合は、住宅資金と重複して半壊170万円(特別の場合250万円)全壊250万円(特別な場合350万円)	7年 (6カ月以内)	3%	1名以上 原則として同一市町村の者	借入申込書、り災証明書を作成し担当民生委員を通じて八尾市社会福祉協議会へ
生活援護資金	生活困窮者であり、資金の貸付け及び必要な援助・指導を行うことにより自立更生の効果をあげられると認められる世帯	1世帯につき5万円以内 ただし市長が特に必要あると認めた者は20万円以内	5万円以内 1年 5万円超 2年 (2カ月)	無利子	5万円を超える場合のみ1名 (連帯保証人)	所定の申請書を作成し八尾市保健福祉部福祉政策室へ
中小企業 向け融資制度	そのつど定める	そのつど定める	そのつど定める	そのつど定める	府中小企業信用保証協会の信用保証を要する	・大阪府商工部金融課 ・大阪府中小企業信用保証協会 ・八尾市市民部産業総務課 のいずれかへ